

京都市告示第 10 号

次の者を地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に基づき、京都市公金収納受託者として公金の収納事務を委託し、地方自治法第 231 条の 2 の 3 に基づき、指定納付受託者に指定します。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者及び指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
コングラント株式会社 大阪市西区江戸堀一丁目 22-17
- 2 収納事務を委託した歳入の種類
Kyoto Art Donation における寄付金
- 3 京都市公金収納受託者及び指定納付受託者として指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 収納事務を委託した日
令和 6 年 4 月 1 日

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)